

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	就学援助認定に関する事務
②事務の概要	<p>・学校保健安全法第24条及び、学校教育法第19条に基づき、医療に要する費用についての援助に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請者の所得課税情報を照会し、認定・非認定の判定をする。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	住民基本台帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

要保護・準要保護申請ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 27項 平成26年内閣府・総務省令第5号第23条
--------	--------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26項 【情報照会】なし 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19条 【情報照会】なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	学校教育課
②所属長	学校教育課長 知念 久

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 金武町役場総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒904-1293 沖縄県国頭郡金武町字金武7758番地 金武町教育委員会 学校教育課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年3月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年3月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない